

身体的拘束最小化に向けた取組み

当院では、患者さま一人ひとりの尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束をできる限り行わない医療・ケアに取り組んでいます。

■ 身体的拘束について

身体的拘束とは、抑制帯やミトン型手袋等の用具を使用して、患者さまの身体や行動を制限することをいいます。

当院では、緊急時や安全確保のために医学的に必要と判断される場合を除き、身体的拘束は原則として行いません。

■ やむを得ず身体的拘束を行う場合

患者さまや他の患者さまの生命・身体を守るため、やむを得ず身体的拘束を行う場合は、以下の3つの要件をすべて満たすことを確認します。

切迫性：生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

非代替性：身体的拘束以外に危険を回避する方法がない

一時性：必要最小限の期間に限る

実施にあたっては、多職種で検討し、原則として医師が指示したうえで、患者さま・ご家族に説明し同意をいただきます。

■ 身体的拘束を減らすための取組

当院では、医師・看護師・薬剤師・リハビリテーション職・社会福祉士等で構成する身体拘束最小化チームを設置し、身体的拘束の実施状況の把握、事例の検討、院内ラウンド、職員研修等を行っています。

また、身体的拘束が必要となる原因を探り、患者さまの状態に応じたケアや環境の見直しを行うことで、身体的拘束を行わない方法を多職種で検討します。

■ 身体的拘束を行った場合

やむを得ず身体的拘束を行った場合も、必要性を継続的に評価し、毎日、多職種で早期解除に向けた検討を行います。必要性がなくなった場合は速やかに解除します。

当院は、患者さまの尊厳を守り、安全で質の高い医療・ケアを提供するため、身体的拘束の最小化に継続して取り組みます。

■ 身体的拘束の実施状況 【地域包括ケア病棟】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16.3%	1.8%	0.7%	0.5%								